

事件番号	石労委令和6年(不)第1号		
申立年月日	令和6年4月19日	第7条該当号	第1・2・3号
(申立人) X組合	(被申立人) Y会社		
担当委員	審査委員 高木 参与委員(労)福田、(使)本		
処理経過	調査 9回、審問 2回		

## 1 事件の内容

### (1) 申立人の主張の概要

被申立人は2023・2024年春闘での賃上げに係る団体交渉に際し、根拠となる資料を開示しないまま、申立人の求める給与の条件を満たせない旨の回答に終始した。また、申立人分会のある金沢近郊の他の自動車学校と同額妥結をすするという労使慣行を無視している。

被申立人は申立人との間の春闘以外の労使慣行・確認事項を、申立人との十分な協議を経ないで、変更している。

病休中の組合員が復職することを、就業規則の規定に反し拒否している。

以上の被申立人の行為は労働組合法第7条第1号、第2号ならびに第3号に該当する不当労働行為である。

[請求する救済内容]

- ① 春闘の誠実団交応諾と労使慣行遵守
- ② 春闘以外の労使慣行・確認事項の遵守。なお変更を求める場合は、組合と十分に協議すること
- ③ 病休中の組合員の内勤業務を伴わない現業職としての復職
- ④ 陳謝文の交付等

### (2) 被申立人の主張の概要

被申立人は財務諸表を開示するなど、誠実に団体交渉を行っている。また金沢近郊の他の自動車学校との同額妥結が、労使慣行であるとの根拠はない。

春闘以外の労使慣行・確認事項についても、法的拘束力のある労使慣行とは言えない。

病休中の組合員の件については、従前の職務を通常程度に行えない健康状態であり、組合員には労組法第16条により、配置転換を定めた就業規則の適用はなく、労使協定が適用され、復職に際して他の職務への配置転換の義務を被申立人は負わない。

以上より、被申立人の行為は、いずれも不当労働行為に当たらない。

## 2 処理経過

令和7年に、調査7回と審問2回を開催し、令和7年7月30日に結審した。参与委員の意見陳述を、令和7年12月3日に行った。